

## 後楽園競輪再開反対本部設置要綱

### (目的)

第1条 東京都が進めようとしている後楽園競輪復活が、文京区の街づくりに好ましくない影響を与えることに鑑み、文京区として反対の運動を推進するため、後楽園競輪再開反対本部(以下「反対本部」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 反対本部の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 都が進めようとしている後楽園競輪に関すること。
- (2) 競輪の調査・研究に関すること。
- (3) 後楽園競輪復活に反対する各種活動に関すること。
- (4) 区民と共同の反対活動に関すること。
- (5) その他、反対本部が特に必要と認めたこと。

### (構成)

第3条 反対本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、反対本部を統括する。
- 3 副本部長は、助役、収入役及び教育長の職にある者とし、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指定した副本部長がその職務を代理する。
- 4 本部員は、文京区庁議等の設置に関する規則(平成6年3月文京区規則第10号)第4条第1項及び第2項に規定する者(ただし、前2項に定めるものを除く。)とする。

### (運営)

第4条 反対本部は、本部長が招集する。

- 2 本部長が必要があると認めたときは、事案に関係ある者に反対本部への出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (幹事会)

第5条 反対本部の効率的かつ能率的な運営に資するため、反対本部の下に幹事会を置く。

- 2 幹事長は、総務部長の職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、各部の庶務担当課長及び企画政策部財政課長、企画政策部広報課長、総務部職員課長とする。
- 4 幹事長が必要があると認めたときは、事案に関係ある職員等に幹事会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (事務局)

第6条 反対本部の事務局は総務部総務課とする。

- 2 事務局長は、総務部長とする。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、反対本部の運営に関する必要な事項は、本部長が定める。

### 付則

この要綱は、平成15年7月9日から施行する。